【012】アメリカ合衆国の政治機構に関する記述として妥当なのは、次のどれか。

1　大統領は、国民の間接選挙で選ばれ、連邦議会に対して法案の提案権を持たないが、議会が可決した法案に対する拒否権を持っている。
2　行政府の各省長官は、連邦議会の議員を兼ねることができ、任命権者である大統領に対して責任を負うとともに、議会に対しても責任を負っている。
3　連邦議会は、大統領に対して不信任決議をすることができ、大統領は不信任決議が可決されたときは、辞職しなければならない。
4　連邦議会は、上院と下院の二院制であり、上院は予算先議権を持ち、下院は条約の締結について大統領に対する同意権を持っている。
5　連邦最高裁判所は、違憲立法審査権を持っているが、この審査権は、初めは判例法として確立し、その後、憲法に明記されたものである。

【013】アメリカ合衆国の統治機構に関する記述として、最も妥当なのはどれか。

1　連邦議会は、各州の人口に比例して議席が割り当てられる上院と、各州から 2 名ずつ選出される議員で構成される下院の二院からなる。
2　憲法に相当する成文法がなく、多数の法律や慣例が憲法の役割を果たしており、大統領制についての明文の規定も存在しない。
3　英国から独立して連邦制国家となった歴史的経緯から、現在でも英国の国王を国家元首としている。
4　大統領選挙では、有権者は、直接大統領を選挙するのではなく、大統領選挙人を選挙し、この選挙人が大統領を選挙するという間接選挙の仕組みをとっている。
5　連邦裁判所の判事は大統領から任命されるため、司法権の独立性は低く、連邦裁判所は法令や行政処分の内容が憲法に違反していないかどうかを審査する権限を有していない。

【014】日本の国会と比較した場合のアメリカ議会の特徴に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1　予算案は議会が作成し、議会がこれを審議する。
2　議会は大統領を弾劾する権限を持たず、解散の制度もない。
3　議会が可決した法案でも、大統領が拒否権を行使した場合には直ちに失効する。
4　行政各省の長官は議会に責任を負い、議会への出席の義務を負う。
5　議案の大部分は本会議で審議され、委員会審議が行われることは少ない。

【012】　1

2　各省長官は議会に対して責任を負わない
3　不信任決議をすることはできない
4　上院と下院が逆
5　憲法に規定はない

【013】　4

1　上院と下院が逆
2　アメリカは成分法で大統領の規定もある
3　アメリカの国家元首は大統領
5　独立性は高く、違憲立法審査権を持つ。

【014】　1

2　弾劾はできる
3　拒否権を行使しても、議会が３分の２以上の多数で再議決すれば成立する。
4　行政各省の長官は大統領に対し責任を負っているため、議会への出席義務はない。
5　委員会中心で行われる